

## 吉野町まちづくり基本条例策定審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野町まちづくり基本条例策定審議会条例第11条の規定に基づき、吉野町まちづくり基本条例策定審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 審議会の傍聴人の定員は、10名とする。ただし、会長は会場の規模に応じて、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、会場入口の受付において、審議会傍聴受付簿（別紙様式）に必要な事項を記入するものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定する。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼりの類を携帯している者。
- (4) ハチマキ、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者。
- (5) 笛、太鼓、ラッパその他の楽器の類を携帯している者。
- (6) 異様な服装をしている者。
- (7) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者。（会長の許可を得た者を除く。）
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者。

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等審議会の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) ハチマキ、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、映画等を撮影し、または録音等をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または審議会の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は審議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月24日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

吉野町まちづくり基本条例策定審議会傍聴受付簿

開催日： 年 月 日 時 ～

No.	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		